

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づく過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育・文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ポート、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ポート ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)		<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立を含む) 	

※ 下線は、H26年の法令改正により追加された事業である。

2 地方債計画額

平成26年度 3,600億円

平成25年度 3,050億円(当初)、3,139億円(改定後)

40

過疎対策事業債(ソフト分)について

1 対象事業

・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象(出資及び施設整備費を除く)

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業(診療所開設費用補助)
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業(インターネット広報や空き家バンク等)



④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策(コミュニティビジネスの起業等)



※その他 高齢者支援(配食サービス、通報システム)、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策等

2 発行額

・市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能

・H22年度は発行限度額の総計約662億円に対して発行予定額379億円(活用率:57.3%)

・H23年度は発行限度額の総計約702億円に対して発行予定額458億円(活用率:65.2%)

・H24年度は発行限度額の総計約727億円に対して発行予定額566億円(活用率:77.8%)

・H25年度は発行限度額の総計約745億円

・H26年度は発行限度額の総計約769億円

詳しくは下記のURLまで

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm

ソフト分の活用により市町村の実情に応じたきめ細かい対策が可能!

41

平成26年度過疎対策予算等の概要

<ポイント>

- 過疎対策事業債については、前年度当初計画額より550億円の増額。
- 過疎地域等自立活性化推進交付金については、前年度当初予算額より3.8億円の増額。

1 地方債計画額

・過疎対策事業債	3,600億円(25年度当初 3,050億円)
・辺地対策事業債	410億円(25年度当初 410億円)
計	4,010億円(25年度当初 3,460億円)

2 予算(案)

- 過疎地域等自立活性化推進交付金 9.3億円(25年度当初 5.5億円)
 - ・ 過疎地域集落再編整備事業
(定住促進団地整備、空き家活用事業等に対して補助)
 - ・ 過疎地域遊休施設再整備事業
(過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助)
 - ・ 過疎地域等自立活性化推進事業
(産業振興、移住・交流・若者の定住促進対策、地域伝承文化対策等のソフト事業を幅広く支援)
 - ・ 過疎集落等自立再生対策事業
(過疎集落等を対象に、地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの課題への総合的な取組を支援)

42

過疎地域等自立活性化推進交付金

22.3億円

(H25補正:13.0億円
H26当初:9.3億円)

実施主体:過疎市町村等

(1) 過疎地域集落再編整備事業

- ・ 定住促進団地整備事業
- ・ 定住促進空き家活用事業
- ・ 集落等移転事業
- ・ 季節居住団地整備事業

H26当初 1.2億円<交付率1/2>



定住促進空き家活用事業

(2) 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う
- ・ 生産加工施設
 - ・ 資料展示施設
 - ・ 教育文化施設
 - ・ 地域芸能・文化体験施設 等の整備に対して補助

H26当初 0.8億円<交付率1/3>

地域資源を活用
した過疎地域の
自立活性化の推進

(3) 過疎地域等自立活性化推進事業

- 先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
- ・ 生活の安心・安全確保対策
 - ・ 移住・交流・若者の定住促進対策
 - ・ 地域文化伝承対策 等

H26当初 2.3億円
<1事業につき1千万円>

(4) 過疎集落等自立再生対策事業

- 地域住民等が集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業等を支援
- ・ 安全・安心な暮らしの確保対策
 - ・ 地区の地域資源を活用した産業・生業の振興

H25補正 13.0億円
H26当初 5.0億円
<1事業につき1千万円以内>

43

平成26年度 過疎地域等自立活性化推進交付金 スケジュール予定

事業名	平成26年										
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
過疎集落等自立再生対策事業			募集開始 3/20	募集区切り 5/8	評価手続	内示 交付決定	事業実施				進捗状況調査
過疎地域等自立活性化推進事業	事前募集開始 1/20	事前募集区切り 2/24	正式募集開始 3/20 実行団体 正式募集区切り 3/28	新規過疎団体募集開始 4/1 新規過疎団体区切り 4/24	評価手続	内示 交付決定	事業実施			進捗状況調査	
整備事業	事前募集開始 1/20	事前募集区切り 2/3 ヒアリング 2/17~25	正式募集開始 3/20 実行団体 正式区切り 3/28	新規過疎団体募集開始 4/1 新規過疎団体区切り 4/10 ヒアリング 4/17	内示 交付決定		事業実施			進捗状況調査	

44

過疎集落等自立再生対策事業

18.0億円

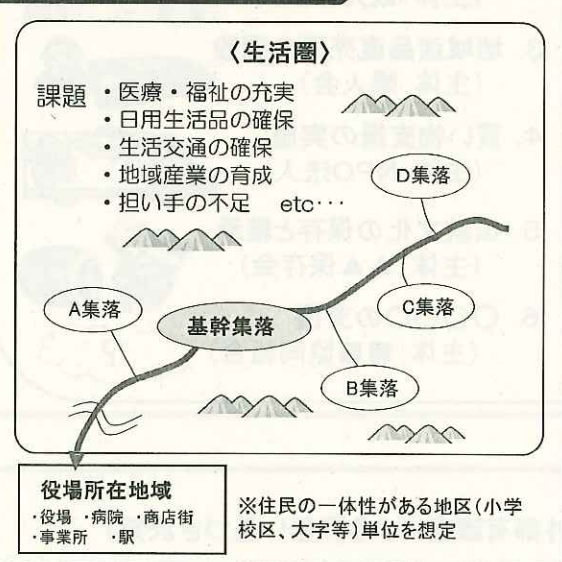
(H25補正:13.0億円
H26当初:5.0億円)

過疎集落等を対象に、地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの総合的な取り組みを支援する。

取り組みのポイント

- 住民が一体性を有する生活圏域単位でのソフト事業中心の総合的な集落対策
- 地域住民の主体性を生かし、NPO法人など集落外の組織や団体と連携して行う事業を推進

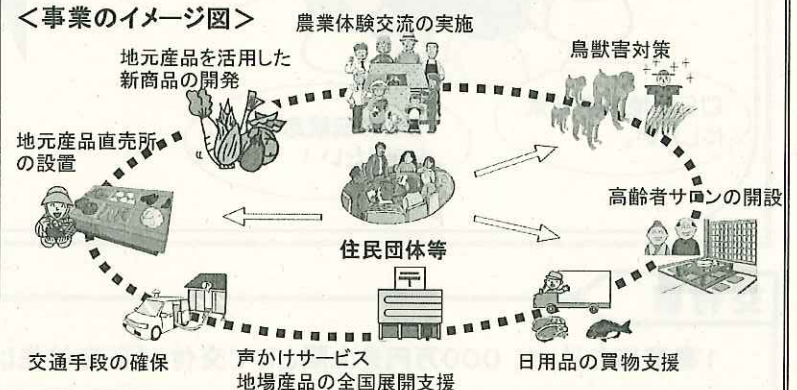
過疎の集落と生活圏



施策の概要

- (1) 事業主体: 住民団体、NPO法人等
- (2) 交付額: 1事業当たり1,000万円以内
- (3) 対象事業: 住民主導で実施する集落の維持及び活性化に資する事業

<事業のイメージ図>

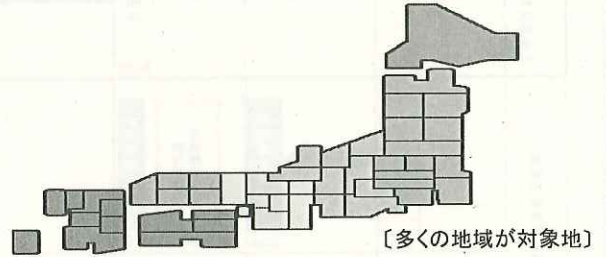


45

事業の対象地域

次の(1)～(10)までの地域を含む地域で、住民の一体性が確保されている地域

- (1) 過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法)
- (2) 特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
- (3) 振興山村地域(山村振興法)
- (4) 半島振興対策実施地域(半島振興法)
- (5) 離島振興対策実施地域(離島振興法)
- (6) 沖縄(沖縄振興特別措置法)
- (7) 奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法)
- (8) 小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法)
- (9) 辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律)
- (10) その他(1)から(9)に準ずる地域と総務大臣が認める地域



事業主体

事業実施主体は、地域住民の団体やNPO法人などの団体や、その他の組織(郵便局、社会福祉協議会、森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、観光協会など)、市町村などを想定。



46

事業の内容 (イメージ)

本事業は、集落の維持及び活性化を図るために、地域住民自らが考え、実行する際に必要となる経費等について、ソフト事業を中心に、環境整備も含めて支援する事業。(※事業主体は住民団体やNPO等が中心)

【住民による検討会】

地域産物を積極的に販売したい!

商店が閉鎖して買い物が不便!

〇〇〇〇の問題を解消したい!

□□で地域を元気にしたい。

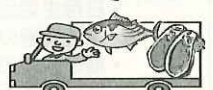
地域の伝統ある文化を守りたい!

協議

事業化

【対策の実施】

1. 新たな特産品開発 (主体: ●●協議会)
2. 都市部と農村との交流 (主体: 観光協会)
3. 地域産品直売所の開設 (主体: 婦人会)
4. 買い物支援の実施 (主体: NPO法人)
5. 伝統文化の保存と継承 (主体: ▲▲保存会)
6. 〇〇〇〇の支援 (主体: ■■協同組合)



交付額

1事業当たり、1,000万円を上限として交付 (※交付先は、外部有識者による評価に基づき決定)

47

平成25年度(補正)過疎集落等自立再生対策事業【事業内容】

分類		採択数	具体例
産業振興	①新たな特産品開発	28	・地域の風土に適した薬草・薬木(センブリ等)を耕作放棄地にて栽培し販売 ・地域のシンボルである雪椿を用いた新製品を大学と連携し開発
	②新たな産業の構築	20	・野菜や竹細工等の販売を始めるため、パッケージ作成や直売所を整備 ・希少価値のある古代米・酒米の生産活動及び生産学習会を開催
	③農産物等の販売促進	13	・もち米のブランド化を目指し、販路開拓や「餅つき大会」などのPR活動 ・地域材の販売促進のため、地域内の製材所をめぐる「産業観光」等を開催
都市と地域の交流 ・移住促進対策	①農業体験等の体験交流の開催	32	・源氏ボタルの生育環境の保全活動(草刈り等)を通じた交流を開催 ・田植えや稲刈り体験、餅つき体験を通じた地域内外住民との交流を開催
	②移住促進に向けたPR活動等	15	・若者の移住を推進するため、田舎暮らし体験講習会の開催や施設を整備 ・移住者希望者のお試し住宅として、地域で空き家を購入し改修
	③交流サロンの開設	11	・高齢者の生きがい支援を目的としたサロンを開設し、交流の場として活用 ・地域外からの来客者と交流を深めるための海洋教育イベント等を開催
生活の安全 ・安心確保対策	①買い物・交通支援対策	8	・高齢者に生活用品を販売する「村のコンビニ」を開設運営するための整備 ・児童の通学手段や高齢者の移動手段を確保するための車輛や体制整備
	②見守り等の高齢者福祉対策	4	・「70歳以上のみの世帯」52世帯70人を対象に、月2回の声かけ訪問を実施 ・高齢者や交通弱者世帯に対する燃料配達を実施するための車輛等整備
	③防災対策	2	・災害発生時の対応のため、地区合同避難訓練や地区防災マップを整備 ・防災対策のため、緊急避難路の改良や区民一体となった防災訓練を実施
地域文化伝承対策	①伝統文化の保存・伝承	9	・「田島祇園歳屋台歌舞伎」の保存伝承対策を小学校と連携して実施 ・「ぎし踊り」の文化を次世代に継承するため、災害で途絶えた祭りを復活
計		142	

